# 省　令

## ○農林水産省環境省令第一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条の規定に基づき、及び同法第二十九条第一項の規定を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「（アライグマ）」の下に「、ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース）」を加える。

別表第一の第一の一の（四）のりす科の項中「クリハラリス」の下に「及びカルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソンリス）」を加え、同表の第一の一の（五）のマングース科の項中「のうち」の下に「ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース）」を加える。

**附　則**

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。

# 告　示

## ○法務省告示第三百十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ヤバシ石材工事株式会社 | 岐阜県大垣市赤坂町二百七十三番地 | 石材施工 |
| 有限会社片桐ダイカスト | 岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉二百三十八番地二 | ダイカスト |
| 株式会社国江鉄工所 | 岐阜県各務原市那加北洞町二丁目百四十五番地一 | 溶接 |
| 清水工業株式会社 | 愛知県豊田市若林東町木ノ前四番地二 | 金属プレス加工 |
| 株式会社續橋製作所 | 三重県桑名市大字桑部七百五十九番地 | 機械加工 |

## ○法務省告示第三百十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社トランスーコ | 茨城県坂東市岩井千百六十二番地 | 鉄筋施工 |
| 株式会社ハシモトコーポレーション | 神奈川県相模原市中央区宮下二丁目十一番四号 | 印刷 |

## ○法務省告示第三百十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社愛工舎製作所 | 埼玉県蕨市中央七丁目三十七番六号 | 塗装 |
| 株式会社東海機械製作所 | 愛知県岡崎市藤川町字北荒古三十二番地 | 仕上げ |
| 株式会社チタ製作所 | 愛知県大府市梶田町三丁目十四番地 | 機械加工 |
| 株式会社田口鋳造所 | 広島県福山市千田町四丁目十八番四十号 | 鋳造 |

## ○法務省告示第三百十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 有限会社昭光鉄筋 | 福島県郡山市大槻町字北田五十五番地の二十四 | 鉄筋施工 |
| 有限会社石川鉄筋工業 | 福島県石川郡玉川村大字北須釜字近舘石三十一番地の一 | 鉄筋施工 |

# 規　則

## ○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条第一項並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第十二条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

会計検査院長　河戸　光彦

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則（平成十五年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「証明責任者及び」を削る。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

**附　則**

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行前にした改正前の電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則第三条第二項又は第八条第一項の規定による承認は、改正後の同規則第三条第二項又は第八条第一項の規定によってしたものとみなす。この場合において、当該承認のうち証明責任者の名称に係る部分については、この規則の施行と同時に、その効力を失うものとする。